

# 勝山市農業委員会 議事録

平成29年7月25日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 7月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年7月25日(火)午後1時30分から2時45分

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	10番	辻	総八郎
	11番	北山	謙治
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(1人)

9番 俎川 よし子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかか  
る意見送付について

議案第15号 現況証明願いについて

報告 ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地の転用事実に係る照会書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井 茂敏

主幹 黒瀬 しのぶ

主任 中川 洋子

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから7月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局 本日の会議ですが、9番 但川 よし子 委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局 それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。
- 会長 (挨拶省略)
- 事務局 これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。まず、事務局より7月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 それでは、7月分の経過報告をいたします。  
(報告省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、15番 加藤 駒幸 委員、16番 吉田 新一 委員の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。  
日程第1 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について1件について説明いたします。  
(議案説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 11番 事務局が説明された通りですが、両隣は買う人の土地で、その間を買うということなので、何ら問題はないと思います。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、これより、議案第13号について採決いたします。  
議案第13号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

- 議長 無いようですので、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。
- 議長 続いて日程第2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見送付についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見送付について1件について説明いたします。  
(議案説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 17番 私と委員2名で現地確認をしてまいりました。この場所は市が道路として使うということで、問題はないと思います。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 4番 この件については、時系列を整理したい。それとこの農地区分については農用地でしょ。以前は一時転用を2回している。運用上2回以上はできないはず。これは3回目。農振地域の小規模変更を永久に変更させるためには手続きをしないと県が認めないはず。農振農用地での転用は原則できない。市道の扱いをどうするのか。ここで何かするのであれば他の産業と結び付けることが条件だったのではないか。それとここは賃貸借契約をしているはずだが、これも整理しなければならない。
- 11番 これについて、知っている範囲で説明します。この件については議会にかかっております。道路区域という形の中で道路に付随するものとして駐車場の整備をしました。ですから、北谷のチェーン脱着場、いま造る道の駅これも道路区域として認められるものです。道路ではなく道路に付随するものとして位置付けられるものです。このなかでトイレも東屋も計画をしております。また、事務局の説明の中で譲受人と譲渡人という説明がありましたが、いまはまだ借地の状態です。ですがここ1、2年の間に補助金を確実に確保して買収にはいるという説明を受けております。ですから、道路の付随する施設として農地法等の適用から外れるという解釈をしております。ただ、チェーン脱着場とか退避場とか県が作る道の駅も半分は駐車場として道路区域として買収するという形のなかで、小さな東屋とか作る形です。確かに駐車場を造る計画を議会が認めてしまったものですから、いまさら造るなどとも言えません。すでに駐車場は出来上がっております。ただ道路区域が道路を使うために付随するものとして考えてもらえれば良いかなと思います。県は不備がなければこのまま認可すると思っております。
- 議長 いわゆる農地法から外れるということでしょう。

- 11 番 | そうです。
- 7 番 | 公共用地の収用は、農地であっても農業委員会の許可はいらなんでしょう。なので道路であれば、どうしてこの議案が出てきたのかと思います。
- 事務局 | 通常市が収用等によって田んぼ等を買収した場合には、農地転用の必要はありません。ただ今回の場所については、一時転用許可を出しておりますので、永久転用とする事業計画変更申請を出していただいて、それを許可するという手続きになると聞いております。県の指導を受けまして、事業計画変更の申請を行っていただくことになっております。時系列的にということで、資料がありますので説明させていただきます。当初の計画としましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、その場所については恐竜が建っていました 3298 m<sup>2</sup> のうちの 1,213.93 m<sup>2</sup> です。その後第 1 回目の変更としまして、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に計画変更しています。2 回目の変更としましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの半年間。3 回目につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの計画で現在きております。その時に、資料の写真の手前、卵の無い方も含めて 3,298 m<sup>2</sup> として変更申請をしております。農振の除外につきましては、平成 27 年 7 月 23 日に決定をしているところです。
- 4 番 | 農振農用地内では原則転用はできない。土地収用法の場合、相当の理由が必要。そこを押さえて意見書を書くのであればわかるが、これが農地法第 5 条のどれに該当するのか。
- 11 番 | 道路を造るのに農地転用はいらぬ。道路区域の一部として造るのですから、農地転用はいらぬのです、公共事業ですから。それと同じような扱いになるので農地法の許可はいらぬ。ただ、事務局が説明した一時転用を 3 回しているのだから、それを永久転用にするために農業委員会にお伝えして、承認を得るようにとの県の指導だと認識しております。県は手続きに不備がなければ公共事業ですので申請が通るという解釈はしています。
- 議長 | 私としても道路として使うという話ですし、公共事業なので転用は要らないということもあり、結果として市として一番いい方法として道路だといことになりました。
- 事務局 | 追加で説明させていただきます。県の確認という事項の中で、道路を作る場合許可は要らないということですが、もともと農地であるところに、市が土地収用法で道路を造ることにおいて、農地法 4 条あるいは 5 条の許可は不要と決められております。この場所の場合、もともと農地ではなく、ホワイトザウルスであったり駐車場であったりして整地されていますが、県に確認したこととして、通常は一時転用で期間が満了したり、目的が達成したりしたときは、農地の復元届でもって一時転用が完了するという考え方ですが、終了するという変更の理由が道路になるためということで、通常なら農地だった場合に土地収用法では申請も許可も要らないということですが、もともとが一時転用で来たものですから、本来であれば復元することになります。事業計画変更ですという県の指導により今回の申請となっております。道路としてはどこにつながるのかということですが、勝山市の告示の日付が 7 月 14 日付けをもって市道ということで、幅員が何メートルということですが、これまでは 3.3

から 11.3mの幅でしたが、今後 3.3 から 43.6mに増えますということで、どこにつながるといことではなく、道路幅が広がるということです。

4 番 県は何が必要だと言ってるの。

3 番 通常だと農地に復元しなければならないところを、そういう手間を省くための方法。県からの指導ならそれでいいのではないか。

事務局 県から求められているものは、通常の期間を延ばすとか面積が変わるとかいう事業変更許可様式での書類と道路への区域の変更がわかる書類です。

11 番 これは市の掲示板に告示してあって、異議がないのですからこのまま通ります。すでに告示しているのですから。告示行為が済んでいるのですから、たとえ農業委員会がだめだといったとしてもこのまま通ります。

10 番 この土地を買うときは、農地を買うということですか。

11 番 違います。道路敷地を買うということです。この変更で登記は市道に変更されるので、それを買うことになります。

議長 他にございませんか。それではこれより、議案第 1 4 号について採決いたします。議案第 1 4 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第 3 議案第 1 5 号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 5 号 現況証明願い 6 件について説明いたします。  
(議案説明省略)

議長 1 番と 5 番につきましては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

11 番 ●●●●●さんですが、●町の旧勝山街道の左側になぜこんなところに地面があるのかという場所で、車庫が建っていたところを今は壊して土地をならしてありますが、田んぼであったというあとは残っていません。もともと宅地であったと思われます。  
5 番については、すでに建物がすべて壊されていて写真では道のふちが農地となっているので宅地に登記をし直して 1 枚として全て売りたいのではないか。地目が農地であるために売れないので、確かに昔の家が建っていたと思われますので、事務局が説明されたとおりの間違い

ないと思われます。

議長 2番から4番につきましては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

17番 2番3番につきましては、●●自動車の前で道路によって一部●●自動車のほうに分かれ、反対側は酒の販売の関係になりました。今はコンクリートの土間になっています。  
4番は、すでにコンクリートで舗装されており、農地があったかどうかはわかりません。

議長 6番につきましては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

4番 概要は説明があったとおりですが、21ページの24-2は宅地です。23-1に昭和28年土蔵を建て、すでに宅地化されました。また、22ページの下の写真にあります乾燥場も昭和31年と書いてありますが、もっと前からあったように思います。固定資産税も宅地課税されており、現況証明でよいかなと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

議長 無いようですので、これより、議案第15号について採決いたします。議案第15号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第15号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。  
(説明省略)

議長 このことについて何かありますか。  
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、農地の転用事実に関する照会書について報告いたします。  
(説明省略)

議長 このことについて、何かありませんか。  
では次に、農地パトロールの実施について事務局より説明をお願いします。

事務局 昨年8月に実施することとなりました農地パトロールの実施について説明します。

(説明省略)

議長 それではその他に入ります。議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

委員 特にございません。

議長 次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局 次回は、8月24日(木)午後1時30分からの開催となります。

議長 7月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理 農地パトロールについては、事前に確認しておいていただくといいかと思います。本日はお疲れさまでした。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

15番 加藤 駒幸

16番 吉田 新一